



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 安孫子 雷太
(コード番号 1971 東証第二部)
問合せ先 管理本部長 石井 裕
TEL 03 - 3661 - 9631

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 5 月 20 日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、変更案第 19 条について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を増員するものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第 29 条を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 単元未満株式を所有する株主の利便性向上を目的として、単元未満株式の買増制度導入するため、変更案第 10 条を新設し、現行定款第 9 条の一部を変更するものであります。
- (5) 株主名簿管理人を変更した場合、適時開示、ホームページへの掲載等に対応可能であり、法定公告ではないことから、変更案第 11 条について、公告する旨の規定を削除するものであります。
- (6) 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日 (金)

以 上

【別 紙】定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所です。)

現行定款 (第 1 章総則)	変更案 (第 1 章総則)
<p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金属製品の製造、販売及び賃貸 (2) 電機機器の製造、販売及び賃貸 (3) 建設用鉄骨部材の製造及び販売 (4) 土木建築の設計、施工及びその請負 (5) 土地の造成、不動産の売買交換賃貸借、これらの代理及び媒介 (6) 倉庫業 (7) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金属製品の製造、販売および賃貸 (2) 電機機器の製造、販売および賃貸 (3) 建設用鉄骨部材の製造および販売 (4) 土木建築の設計、施工およびその請負 (5) 土地の造成、不動産の売買交換賃貸借、これらの代理および媒介 (6) (現行どおり) (7) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
(第 2 章株式)	(第 2 章株式)
<p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第 10 条 1. (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、<u>これを公告する。</u> 3. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 1. (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め<u>る。</u> 3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則) 第 11 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則) 第 12 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(第 3 章株主総会)</p> <p>(招集) 第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(第 3 章株主総会)</p> <p>(招集) 第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(第 4 章取締役および取締役会)</p> <p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は <u>9 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(第 4 章取締役および取締役会)</p> <p>(員数) 第 19 条 1. 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は <u>10 名以内とする。</u> 2. 当社の監査等委員である取締役は <u>5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第 19 条 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(選任方法) 第 20 条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(任期) 第 21 条 1. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 21 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条 <u>取締役会は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(責任限定契約) 第 29 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>(第 5 章監査役および監査役会)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第 27 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任) 第 28 条 1. 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 1. <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第 32 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬) 第 33 条 <u>監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p align="center">(第 5 章 監査等委員会)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第 30 条 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
(第6章計算) 第 <u>34</u> 条～第 <u>36</u> 条(条文省略)	(第6章計算) 第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条(現行どおり)

以 上